

自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）

最終改正 平成 27 年 6 月 11 日付け国自技第 67 号、国自整第 55 号

平成 7 年 8 月に最終決着した自動車及び自動車部品分野に関する日米包括経済協議において、構造・装置の軽微な変更の際の構造等変更検査要件を緩和することとされたこと、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化していること等から、国民負担の一層の軽減を図るため、自動車部品を装着した自動車に対する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、平成 7 年 11 月 22 日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。

また、この取扱いの実施に伴い、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第 2 に規定する継続検査及び臨時検査における構造に関する検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「指定規則」という。）別表第 2 に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあっても、下記 1 に準じた取扱いとすることとしたので併せて了知されたい。

なお、本取扱い通達により自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していることが必要であること、及び、本取扱い通達に基づき自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあっては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 54 条第 1 項に基づく整備命令の対象となりうることを念のため申し添える。

記

1. 自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第 67 条第 1 項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第 7 条第 2 項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第 35 条の 3 各号（第 3 号から第 5 号まで、

第 16 号、第 20 号及び第 21 号を除く。)に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第 35 条の 3 第 8 号 (長さ、幅及び高さ)、第 14 号の 2 (けん引自動車にあつては、けん引重量)、第 17 号 (最大積載量に限る。)、第 18 号 (車両重量及び車両総重量) 及び第 19 号 (空車状態における軸量) に係るものについては、以下により行うものとする。

(1) 用語

記 1 に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品 (以下「指定部品」という。) をいう。
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第 67 号第 1 項の適用については施行規則第 35 条の 3 第 8 号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第 7 条第 2 項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第 35 条の 3 第 8 号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項目	範囲
長さ	±3cm
幅	±2cm
高さ	±4cm

(3) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第 67 条第 1 項の適用については施行規則第 35 条の 3 第 14 号の 2、第 17 号 (最大積載量に限る。)、第 18 号及び第 19 号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第 7 条第 2 項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第 35 条の 3 第 14 号の 2、第 17 号（最大積載量に限る。）、第 18 号及び 19 号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

種別	範囲
検査対象軽自動車、小型自動車	±50kg
普通自動車、大型特殊自動車	±100kg

2. 構造等変更検査の取扱い

車両法第 67 条第 3 項の規定により「第 1 項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない」と規定されているところであるが、次の各号の一に該当する場合には、施行規則第 38 条第 8 項第 6 号（自家用又は事業用）を事由とする「保安基準に適合しなくなるおそれがある」としないこととして取り扱うものとする。

- ① 事業用自動車を自家用自動車に変更する場合
- ② 自家用自動車を乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車）以外の事業用自動車に変更する場合

なお、上記②の場合による車両法第 67 条第 1 項に基づく自動車検査証の記載事項の変更申請において、自動車検査証の有効期間は従前の残存期間に応じ、以下により取り扱うものとする。

- ・有効期間の残存期間が車両法第 61 条 1 項又は 2 項で定める期間を超えている場合
自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、有効期間を付すものとする。
なお、この場合においては、新たに付される有効期間の満了日と同一の検査標章を交付するものとする。
(例) 残存期間が 1 年超の自家用乗用自動車 → 有効期間：起算日から 1 年
残存期間が 2 年超の検査対象軽自動車 → 有効期間：起算日から 2 年
- ・有効期間の残存期間が車両法第 61 条 1 項又は 2 項で定める期間以下の場合
従前の自動車検査証の有効期間満了日を付すものとする。

附則〔平成 27 年 6 月 11 日付け国自技第 67 号国自整第 55 号〕

本改正規定は、平成 27 年 6 月 12 日から適用する。